

第3節 農林漁業の用に供する建築物及び農林水産物の処理等に必要の建築物等の用に供する開発行為  
〔法第34条第4号〕

法第34条第4号

農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

〔審査基準 1〕

開発許可制度運用指針

I－6 法第34条関係(第14号以外)

I－6－4 第4号関係

農産物等の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物としては、当該市街化調整区域における生産物を主として対象とする次のような業種の用に供するための開発行為が該当するものと考えられる。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀・精粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業

〔審査基準 2〕

本号では、市街化調整区域内においては当分の間農業などの第一次産業が継続して営まれるものと考えられるが、このための開発行為は市街化の一部と考えるべきでなく、また、それがスプロール対策上著しい支障を及ぼすおそれもないこと及び農産物の処理加工等については、これを産地においてすみやかに行う等の必要が認められるものについては、許可し得ることとしている。

- 1 農業の用に供する建築物(本号前段)は、次の各号のすべてに該当すること。
  - (1) 建築物の中で行われる経済活動が農業であること。
  - (2) 建築物又はその中に設置される機械等の機能が直接農業に該当すること。
- 2 農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物又は第一種特定工作物(本号後段)は、次の各号のすべてに該当すること。
  - (1) 用途は、農産物の処理、貯蔵又は加工の用に供するものであること。  
なお、集出荷、選果及び保管は処理、貯蔵に該当するものとする。
  - (2) 申請地は、当該市街化調整区域内において生産される農産物の速やかな処理等に合理的な位置にあること。

(3) 規模は、処理等の対象となる農産物に照らして適正であること。

なお、処理等の対象となる農産物が供給されることを確認できること。

(4) 申請に係る附属建築物は、当該建築物等の管理上必要と認められる事務所等であること。

#### <留意事項>

ア 要件1には、人工栽培キノコの栽培施設等単独で生産施設として成り立ち、かつ生産行為が完結するような施設であって、人工的に生産に係る環境等の条件整備を行う等工場生産型の農産物等の生産の用に供される施設が該当する。

イ 要件2(1)にいう処理、貯蔵又は加工とは、[審査基準1]に掲げる業種の用に供する施設であるが、本号は産地において生産物の処理等を速やかに行う必要があることにより許可し得るのであるから、生産物の産地、生産量等に照らして判断する。

ウ 本県における社会経済活動及び線引きの態様等から実態として該当しがたい場合がある。